

営繕工事における遠隔臨場試行工事の制度概要

1 概要

項目	内容
目的	・「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保」を図るための取組の一つとして、 <u>情報通信技術の活用等を通じて、建設現場の生産性の向上を図るための制度</u>
遠隔臨場	・ <u>ウェアラブルカメラ等</u> とWeb会議システム等を用いて、映像及び音声の双方向通信を使用し、工事監督員の立会い、協議、検査及び調整を行うこと ・遠隔臨場に用いる機器は、立会い等に限らず、 <u>定例会議、現場と設計図書相互の不一致若しくは事故の報告時などにも使用することが可能</u>
発注方式	・ <u>発注者指定方式</u> ：遠隔臨場の実施を条件として指定する方式 ※受注後、双方向通信が困難な現場など、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合は、実施不要とする ・ <u>受注者希望方式</u> ：受注者が遠隔臨場の実施を希望する場合に、工事監督員の確認を得たうえで行うことができる方式
費用負担	・本制度による遠隔臨場を実施することによって生じる費用は、共通仮設費に積上げ計上（現場管理費率及び一般管理費等率の対象外） ※従来の立会・確認に要する費用は共通仮設費に率計上しているため、 <u>積上げ計上できる費用は追加で必要となったものに限る</u>
予定価格	・ <u>当初設計には積上げ分を計上せずに予定価格を作成</u>
契約額の変更	・ <u>実績に基づき受注者から徴収する見積もりを基に額を決定し、最終の設計変更時に増額変更</u>

2 事務の流れ

段階	受注者 (現場代理人)		道建築局 (工事監督員又は計画管理課担当者)
	発注者指定方式	受注者希望方式	
公告			・対象工事である旨及び発注方式の別を明記（公告及び特記仕様書）
入札			・ <u>実績に応じて道が負担する費用（積上げ分）を計上しない金額で応札</u>
初回打合せ時等	・実施の可否を検討 ・実施計画を策定し、工事監督員に報告 ※実施困難の場合は、工事監督員と協議	・実施を希望する場合は、その旨を報告 ・実施計画を策定し、工事監督員に報告	・受注者からの報告及び協議に対応
施工中	・遠隔臨場の実施に伴い生じることとなった費用（撮影機器及びモニター機器の賃料等）について、発注者に見積もりを提出		・ <u>受注者から徴収した見積もりを基に額を決定し、契約額を増額変更</u>
完成後	・アンケート調査に協力		

3 建築局が発注する営繕工事監理業務委託の受託者が行う工事監理業務

要領に基づく遠隔臨場を実施する工事については、営繕工事監理業務委託の受託者が行う工事監理業務（地方自治法第234条の2第1項に基づく監督に係る補助業務を含む。）について、工事監理者となる管理

技術者等の判断により、遠隔臨場により工事と設計図書との照合及び確認を行うことを妨げるものではないことを要領附則に明記

4 留意事項

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途、映像記録として保存される場合があること等を説明し、承諾を得ること。また、作業員のプライバシーを侵害する画像や音声配信されないよう留意してください
- (2) ウェアラブルカメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がありますので、撮影しながら移動する場合は、進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意してください
- (3) 詳細については、営繕工事における遠隔臨場試行工事実施要領をご確認ください